平成２６年（フ）第１０２５１号
東京都中野区鷺宮２丁目５―11―301
破産者　大神田紀夫
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２６２号
東京都青梅市新町５丁目45―９―301
破産者　増田　浩之
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２６３号
東京都東大和市奈良橋１丁目287―６
破産者　金山　由美
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２６６号
東京都西多摩郡檜原村4298
破産者　土屋　今代（旧姓平野）
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２６７号
東京都荒川区西尾久７丁目19―３
破産者　吉川　一哉
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２７２号
東京都新宿区榎町38　マンション神楽坂901
破産者　遠藤　広隆（旧名洋二郎）
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２７４号
千葉県千葉市若葉区千城台東２丁目39―１
ダイアパレス千城台Ⅱ808
破産者　長嶋　勝良
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２７６号
千葉県我孫子市泉27―14
破産者　木本　丈晴
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３３６号
東京都東久留米市浅間町３丁目11―３
破産者　竹内　　元
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３６４号
東京都文京区千石２丁目25―１―105
破産者　新井守こと　朴　　守用
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３６８号
東京都大田区中央２丁目12―13―605
破産者　三浦新太郎
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３８９号
埼玉県入間市小谷田１丁目16―27
破産者　石澤　春一
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３９９号
東京都足立区六月３丁目８―４―202
破産者　仲田　英行
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４００号
東京都足立区六月３丁目８―４―202
破産者　仲田　純子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４９４号
東京都世田谷区上馬２丁目28―14―102
破産者　渡邊　大吾
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３号
千葉県鴨川市貝渚2743番地４　佐藤アパート３号
破産者　木村　謙吾
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第３５１６号
東京都墨田区立花５丁目９番７号
破産者　浅田クリスタル株式会社
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５１７号
千葉県市川市柏井町３丁目147―７
破産者　藤本　勝久
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０４０号
茨城県つくば市高見原５丁目４番39
破産者　株式会社エコ・ホーム
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４５６号
東京都中央区新川２丁目20番５号
破産者　株式会社サーベイネットワーク
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０５０号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町772―１　橋本和明方、住民票上の住所神奈川県横浜市泉区緑園６丁目51―１
破産者　橋本　宗貴
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２８３号
東京都渋谷区神宮前４―１―24　オフィスイワタ第一301、商業登記簿上の本店所在地宮城県仙台市青葉区中央４丁目７番17号
破産者　株式会社インタークラフト
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部